

速記録 (平成28年9月2日 第15回口頭弁論)

事件番号 平成25年(ワ)第443号

証人氏名 根本 守

原告ら代理人 (桑原)

甲第25号証, 甲第26号証, 甲第36号証を示す

1 こちらは, 証人が作成された意見書ということでよろしいでしょうか。

はい, 間違いありません。

甲第25号証を示す

2 14ページを見てください。ここに証人の経歴が書かれていますが, この内容に特に訂正することはありませんでしょうか。

はい, ありません。

3 証人は現在, 協働公認会計士共同事務所に所属されているということですが, 主にどんな業務に関わっておられるのでしょうか。

いわゆる先ほどもありました株式会社等の営利企業というよりも, 非営利の公益法人とか社会福祉法人とか, あるいは労働組合とか, そういったところの業務をいたしております。

4 医療法人もありますか。

医療法人も担当いたしております。

5 まず最初に作っていただいた甲25号証の意見書の中身から伺っていきま
すけども, この意見書には, 国立大学法人の経営分析は一般企業と同様に
損益計算書, 貸借対照表, キャッシュフロー計算書の3表を総合的に検討
して行うというふうにあります, そのとおりでよろしいでしょうか。

はい, 結構です。

6 この甲第25号証の意見書というのは, 平成20年度から平成24年度ま
での期間の被告佐賀大学の財務諸表を分析した上で作成していただいたも
のということでしょうか。

はい, 結構です。

7 この意見書の4ページから7ページまで, こちらが損益計算書の分析結果
ということですね。

はい, そうです。

8 損益計算書には, 当該年度の収支の状況が書かれていますけれども, 損益
計算書から, その法人のどういった点を見ることができるといことにな
るのか, 教えていただけますでしょうか。

一言で申し上げれば, いわゆる財政の運用成績の結果がここで明
らかになっているということです。先ほどからの議論にあるとお
り, 国立大学法人の活動の結果, 大きく分ければ, 収入があつて,
一方でお金が出ていく支出があるわけですが, その収入と支出の
差額, これが, ごく簡単に申し上げますと, 損益計算書上の利益
という形で表現されます。で, この利益というのが, 甲25号証
で言うところの経常利益あるいは当期総利益と, こういう形で表
現されておりますので, その数値を見て, ここで言えば佐賀大学
の財政の運営成績が良好であるか否かを判断いたします。

9 被告佐賀大学の平成20年度から平成24年度までの損益計算書を分析し
たところ, 法人全体で経常利益は7億から32億円のプラスで推移してい
て, 純利益は11億から32億円のプラスで推移していて, 財政の運営成
績は良好であるとされていますけれども, そういった内容が書かれてい
ると, そこまではよろしいですかね。

はい, 結構です。

原告ら代理人 (東島)

10 これに対して、被告側から、平成25年度は4億4000万円の赤字になっているから財政運営成績は良好とは言えないんじゃないかという意味の反論がありましたけれども、それに対する先生の反論を言うと、簡単にどういうことになりますか。

先ほど午前中からの議論の中でもございましたけども、佐賀の大学病院のリニューアルの時期のタイミングにちょうどこの25年度というのが当たってきていて、私が書いた文章では、その影響額がかなりの割合に、かなりの金額に上るのだということを記載したつもりです。そうしますと、それを除外すれば、通常の従来年度の財政の運営成績と同様の数値になるのではないかというのが私のほうの意見ではなかったかというふうに認識しております。なぜ、その新病院、佐賀大学病院のリニューアルの部分を除外しますかという、それは、そのときに発生する費用なんですね。每期每期定期的に発生する費用ではなくて、病院の建て替えをやったから、午前中からの議論にもありましたけども、一定程度入院や外来の患者さんを受け入れるのを減らしたり、あるいは一方で追加の費用がそのリニューアルに関して発生したりという、その金額が、平成25年度のところには収入の減少あるいは費用の増加という形で反映してしまっているから、その後の年度ではそれは出てこないはずだということの意味で、それを除外して判断するのが適切ではないかというふうに申し上げたと認識しております。

原告ら代理人（桑原）

11 そうすると、一時的な要因によるものであって、被告佐賀大学の収益力といたったものは特段落ちていないと、そういう理解でよろしいでしょうか。
はい。

12 甲第25号証の8ページから9ページ上段のところまでですね、これが貸借対照表についての分析が書かれているということによろしいでしょうか。
はい。

13 貸借対照表については、これは、その法人のどういった点を評価するような指標になるのでしょうか。

持っている財産、国立大学法人として、当然ですけれども、校舎あるいは様々な研究施設、研究用の機器等の財産、この中には保有する資金ですね、現金預金等も含みますけども、そういうような持っている財産と、一方で負っている負債、金融機関からの借入れというのはほとんどなかったかというふうにも思いますけども、国立大学法人の場合には、センター債務負担金という形で一定の事実上の金融機関からの借入れに近いものがございます。そういうようなものとか、あるいはまだ収入として上げるタイミングに至っていない預り金ですね、一種の、そういうようなものが負債として上がってます。で、残りの部分が純資産の部ということで、貸借対照表の右側の下のほうに載ってるんですけども、これが言わば俗に言う元入金ですけども、元入主は国立大学法人の場合、国ですから、国がこの佐賀大学のために元入れをした資金と、こういう理解でございます。このバランスが、バランスシートというふうに言いますが、このバランスがきちっと取れてるかどうかということの判定するのが貸借対照表の評価の目的でございます。

14 意見書で財務状態の安定性みたいな表現も使われていたかと思うんですけども、そういったものを見るということでしょうか。

はい、そうです。

15 被告佐賀大学は、そうしてみると安定的というふうに言えるのでしょうか。

そうです。簡単に申し上げれば、持っている財産が負っている借金よりもずうっとたくさんあれば、財政状態は安定的だと。逆に言えば、ろくに財産持ってなくて、負っている借金が多額にあると、こういう状態であれば、その財政状態はもう破綻に近いのだと、こういうことになるわけです。で、佐賀大学の場合には、持っている財産が負っている負債よりもずうっと大きいわけですから、財政状態としては安定的だという評価になります。

- 16 もし分かればなんですけど、ほかの国立大学とかと比べてはどうでしょうか。

それは、どっかほかで比較資料作ってなかったですかね。甲25号証の11ページの下から2行目のところに「自己資本比率」というのがございます。先ほども少し議論になりましたけれども、佐賀大学の場合は75.1%ということで、逆な言い方で言えば、資産に占める負債の割合は25%弱だと、4分の1以下だと、こういうことを示しております。で、国立大学法人全体の平均値が69.3%というふうに公表されておりますので、国立大学法人の平均値よりも5%程度高いと、こういうことになっております。

- 17 甲第25号証の9ページの中段以降を見てください。この中段以降がキャッシュフロー計算書についての分析が書いてあるということでしょうか。

はい。

- 18 キャッシュフロー計算書から、その法人のどういった点を見ることができるといことになりますでしょうか。

先ほど午前中からの議論にもありましたとおり、損益計算書だけを見ても、実際のお金があるのかないか、あるいはお金の動きが円滑に動いているかどうか、こういうようなことは単純には判

断できません。資金的裏付けのない利益とか、ある利益とか、こういう話が、その説明は、私、省略させていただきますが、ございます。というようなことで、じゃ、実際にお金の流れを直接見るためにはどうしたらいいかというと、このキャッシュフロー計算書を見ていただきます。ここに実際の佐賀大学の資金の流れが出ております。一番注目していただきたいポイントは、一番上の業務活動のキャッシュフローでございます。これが、国立大学法人佐賀大学が業務を行って、病院の医療活動も含めたあるいは研究教育活動も含めた形で、その業務をやって、その結果として、収入も支出もございますが、差額として一体幾らの資金を獲得したのかというのが示されていて、これが言わば資金獲得能力の指標でございます。その平成24年度を見ると、そこには5490と書いてありますけれども、この平成24年度の5490というのは、佐賀大学が、24年度1年間で獲得した業務キャッシュフロー、54億9000万円を獲得したということでございます。この資金獲得金額から、先ほどありました病院を建て替えるとか、あるいは借入金を返すとか、そういうようなものが投資活動とか財務活動のところで集計されて、差額として資金がどうなっているかっていうのを示しているのが、このキャッシュフロー計算書でございます。ただ、ちょっと御留意いただきたいのは、ここで言うところのキャッシュの定義ですけれども、流動性の高い資金ということで定義されていて、基本的には現預金の合計なんですけれども、3か月超の満期の定期預金は含まれておりません。したがって、このキャッシュフロー計算書上の期末資金残高は、平成24年度の末で言いますと、そこでは74億7300万というふうに書いてあるんですけども、これは本当の意味の佐賀大学

が持っている現預金ではございません。本当の意味で持っている現預金の残高は、貸借対照表の現預金の部に載っておりまして、そこでは136億7300万円持ってるということが貸借対照表に出ております。これが佐賀大学が持っている資金と、こういうことでございます。

19 そうすると、平成24年度の期末資金残高に書いてある74億7300万というのは、現金と当座預金、普通預金、あとは3か月未満の定期があるのであって、3か月以上の定期を含めた金額は貸借対照表の現金及び預金で見るということですね。

そうです。

20 このキャッシュフロー計算書から見て、被告佐賀大学の資金繰りの状況はどのように評価されますでしょうか。

かなり良好だというふうに思いました。私があんまりああだこうだ説明するまでもなく、136億の資金を持ってるというのは、一方で佐賀大学の収入規模、年間の収入の規模が大体320億ですかね、ということですので、月平均で考えますと、27億ぐらいの収入の規模と。それで140億持ってるっていうことは、ごく単純に申し上げて、収入が一切止まっちゃったという場合でも、4か月か5か月ぐらいは存続可能と、こういうことの資金ですから、その意味で資金的には安定してられるようだというふうに拝見しました。

乙第87号証を示す

21 続きまして佐藤公認会計士、先ほどの佐藤証人についての話をちょっと聞いていきますけれども、これが先ほどの佐藤証人の陳述書なんですけど、これはお読みになられましたでしょうか。

はい、読みました。

22 これ、読んで、どのような感想を持ちましたか。

佐藤会計士から主として私の意見書に対する批判を頂いたわけですが、私のほうはまだそれに対する反論もしてないので、この場で少しまとめた形で意見を述べさせていただきたいというふうに思っておりますけど、取りあえずの感想としては2つあって、1つは、基本的に従来被告側から出された意見がそのまま載ってるというのが1つ目の印象でございます。それから、2つ目が、今私のほうで御質問に答えてお話ししてきたような、佐賀大学の財政状況、財政運営状況の具体的なお話というのはほとんどない。まあそれ以前の問題として、先ほどの尋問の中でもございましたけども、そもそも国立大学法人については法人の裁量で調整するような資金はないのだと、これが佐藤会計士の基本的な御意見だというふうに、私は読んでいて感想を持ちました。したがって権限がないのに、裁量権がないのに、その佐賀大学の財政の中身を検討する意味は出てきませんから、というようなことだったのではないかというふうに思います。

23 根本証人の意見書のほうで、国立大学法人の財政制度について検討対象から意識的に排除してるんだというような趣旨の佐藤証人からの供述がありますけども、これに対して反論はありますでしょうか。

私が、25号証で、私に与えられた課題という形で、たしか最初のページで記載をしてるかと思うんですけども、ちょっと拝見。

24 甲第25号証を見てください。

2ページの一番上ですね、「II 求められた意見」、私が求められたのは、被告の平成20年度から24年度までの財務諸表を分析し、被告において、退職金の減額を回避するための工夫ができれば得るような可能な財務状況であったか否か。この点について、私

についての検討をするようにということの御依頼があったので、それに対して答えたと、意見を申し述べたということでございまして、私が、国立大学法人の財政運営制度について、意識的にその意見を回避するようなことをしたというのは、ちょっと事実とは違うので、この点は一言申し上げさせていただきたいと。むしろ財政運営制度については、原告側の弁護団のほうからの御意見等が出ているので、改めて私のほうから申し上げるということの必要もないかということ、このような文章になったということでございます。

25 財政制度についての佐藤証人の意見に対して、反論というか、証人からの御意見はありますか。

はい、大きく3点ございます。余り細かい個別の問題についていろいろ申し上げるつもりはございませんけれども、1点目は、基本的に国立大学法人の制度、それからその制度に基づく会計基準というのは一体どういうものなのかということ、まずきちっと認識する必要があるのではないかなあというふうに思います。そもそもがこの国立大学法人制度というのができたのは、話によれば、独立行政法人制度そのものがイギリスの制度を日本に導入したのだというような話を私は聞いておりますけれども、要は21世紀に入って以降、基本的に、肥大化した国や地方自治体の財政を抑制しなきゃならないと。それから、その業務の効率化を図らなきゃならないということがあって、この国立大学法人制度というのがスタートしてきたかというふうに思います。この制度は、基本的に、独立行政法人や国立大学法人だけじゃなくって、地方の公営企業等でも、地方独立行政法人という形でかなり増えてきておりますし、更に申し上げますと、民間の、私が業務しておる公益法人

とかあるいは社会福祉法人とか、そういうような、いわゆる公益的な法人のところの制度も大きく変わってきているというのが特徴点でございます。一言で申し上げますと、その言葉は、キーワードで言うと市場経済に乗るってということなんですね、あらゆるところで競争をする原理を導入していこうと、これが大きな考え方の流れだというふうに思います。競争するためには競争する条件を整えなければならないので、そのために会計制度も、先ほどお話し出しましたけども、基本的には民間の営利企業が導入している企業会計原則等と同様の、一定の制限は当然ございますけども、同様の制度を導入して、でき得る限り導入して、その法人間の比較を、法人形態の違いを越えてできるようにしようと、この流れがこの国立大学法人制度や国立大学法人の会計基準というのに反映されてきているということというふうに思います。したがって、営利じゃないから全く企業会計は関係ないのだというのは、この間の、じゃ、国立大学法人って何のために作ったんだというようなこととの関係で言うと、大きく矛盾する議論なんではないのかなあというのが私の思いでございますし。

原告ら代理人（東島）

26 2点目は何でしょうか、今ので大体1点目言われたことは分かったんで、2目を簡潔に。

2点目は、法人の裁量権の問題でございます。佐藤会計士のおっしゃってる意見をずうっと読んでいきますと、結局のところ、その財源論という形で意見をまとめられておりますけども、国立大学法人側には財政運営の裁量権はほとんどないのだと。これが一言で言うとポイントになってるかというふうに思います。しかしながら、さっき申し上げてきたような第一の論点と併せて考えて

みても、国立大学法人をわざわざ作ったのは、それは当然のことながら、一定の限られた形ではあるにしても、財政運営の裁量権を国立大学法人側に任せるということでありますし、教職員を全て非公務員化したと。これも、基本的には、その労務の管理というふうなものも法人側に移管させると、この流れではないかというふうに思っております。したがって当然一定の裁量権はあるだろうと。

原告ら代理人（桑原）

27 3点目は。

3点目は、佐藤会計士の御意見では、基本的には、先ほどのお話にもありましたけども、中期計画、中期目標に縛られるのだと。6年に一遍作られるわけですけども、これは国立大学法人だけじゃなくて、独立行政法人も全て共通ですけども、この中期計画に縛られて、その中期計画以外のことはやれないのだと、これが1つの理屈でございまして、中期計画を越えて利益が出た場合には目的積立金なのだ。で、目的積立金については退職金等には使えないのだと、これが理屈でございまして。しかしながら、先ほどからの議論聞いてても、私もそう思いましたけども、じゃ、全くその予算が一円も変わらず、予算と実績が動かないなどということとはあり得ないし、病院の収入が、当然ながら患者動向等で動くわけですし、そもそもこれ、文部科学省が決めて減額してきた措置でございまして、国立大学法人の側で中期計画を一方的に変更させたということではさらさらないという点で考えて、ここにも私は問題があるのではないかというふうに考えました。以上です。

28 細かいとこまで入っていきますけども、佐藤証人のほうから、目的積立金

の多目的流用はできないというような陳述書の中に意見があったと思いますけども、それについてはどのように考えますか。

そもそも、午前中からの話聞いてても、多少、原告の話がきちっと受け止められてないのかなあというふうにも思うんですが、目的積立金を積み立てる以前に、先ほど御質問にもありましたけども、当然一定の裁量権を持って、一定の経費の削減等の努力もしつつ退職金の支出原資を生み出すというのは、国立大学法人の裁量権として当然あり得ることだろうということなんですね。それから、2つ目のポイントとしては、何か積立金は国に返さなきゃならないのだという話でございましたけども、これは誤解のないように申し上げますけど、6年に一遍の話です、毎年毎年返すっていう話ではございません。中期計画期間終了年度において、残った積立金は、目的積立金等で処理するのでなければ返還すると、こういうことになっているのであって、単年度単年度で仮に積立金が残ったとして返還するというにはならないということでございます。それから、3つ目が、仮に赤字が出た、赤字っていうのは損失が出たということですね。損益計算書上の損失が出た場合には、基本的には積み立てている積立金等を取り崩して、それを累積した損失を取り消すということになってるわけですが、この中には、私の認識では、基本的には目的積立金も含まれてははずです。したがって、目的積立金を一旦積み立てていても、結果的に、例えば退職金の追加支出があつて、その年度が赤字になった場合、積立金を結果的には取り崩して損失補填をするということもあり得る話。これは目的積立金の取崩しとは違いますが、目的外流用とは違います。損失の言わば処理ということでございます。そのことは私の認識では、基本的には、独法通則法

の規定に載っているものでございますので、そのことは間違いのないのではないかというふうに思っております。

29 確認ですけれども、仮に損失が生じた場合には、目的積立金から充当というか、そこから。

ちょっと正確に申し上げますが、目的積立金を流用することは認められないというのはそのとおりで、目的積立金は目的に沿って使わなければならないというのは法的に記載されておりますので、その意味で被告や佐藤会計士のおっしゃっていることはそのとおりだと私も思うんですけれども、単年度の収支の中で赤字が出て、その赤字を欠損金処理として結果的に過去に積み立てていた積立金や目的積立金と充当する形で処理することは、それは法的に記載されているとおりでないかというのが私の意見でございます。

(以上 中 村 民 江)

30 欠損が生じたときに、目的積立金で言わば穴埋めをするという処理について、何か参考になる、根拠となる文献みたいなものをお持ちなんですかね。

今、私の手元に参考書ございます。必要であれば提示させていただきます。

乙第87号証の2ページを示す

31 こちらの3段落目に、「『現金の裏付けのある利益』の部分については、原則は国庫納付であります、あくまで中期目的・中期計画の範囲内での特定の用途の目的のために、文部科学大臣承認後、翌事業年度の運営財源に充てることのできるものです。根本会計士意見書に記載されているように、大学として自由に用途を決定、変更したりできるものではありません。」とありますけれども、これに対する御意見をお聞かせください。

今申し上げてきたとおりでございまして、あるいは先ほどの佐藤会計士の尋問の中でも明らかにされたかなというふうにも思いま

すけれども、この目的積立金を流用して使えと、こういうことを言ってるのではなくて、その積立てを積む前の、単年度収支の中で追加支出すればいいことではないですか。仮に赤字になったって、そのことは過去に積んだ積立金の取崩しで欠損填補できるじゃないですかというのが私のほうの意見でございます。したがって、その点は被告のほうの見解とちょっとずれてるなど。私どもはそんなことを言ったつもりはないなというふうに思っております。

32 佐藤会計士、佐藤証人の陳述書では、退職手当の財源は目的積立金の取崩ししかあり得ないと考えてるようなんですけれども、それは、先ほどの佐藤証人の証言からもそうですけれども、証人の認識でもそれは誤りであるということによろしいでしょうか。

目的積立金の目的の範囲に退職金の原資というのはちょっと当たらないのではないかというふうに思います。ただ、その目的積立金とは別に、先ほど財源論というふうにおっしゃいましたけれども、一般交付金として受領してる中にこの退職金の支払というのが含まれないで、全く別途に退職金支出されるので、これは財源がないと、こういう論理だったように私には思われますが、そんなことはないんじゃないのかなと。退職金って、お手持りで特定の人に何千万も渡したとか、あるいは学長に賃金として何千万も渡したと、こういうのは、それは許されないことだと、国立大学法人としてですよ、思いますけれども、従来の退職給与規程に基づく支給額を法人として責任持つという行為が、なんで、それ、人件費の流用というようなことになるのかというのは、私はちょっと理解が難しいということでございます。

33 被告は、100億円を超えるような預貯金があっても、全て用途が決まっ

ているために、資金繰りに余裕はないといった趣旨の主張をしておりますけれども、これに対する証人の御意見をお聞かせいただけますでしょうか。

今申し上げましたように、退職金のその追加支出部分が通常の運営費の中に含まれない特別な支出なのだと、こういう理屈で考えられるかなというふうに思うんですけども、私は当然そういうふうには考えません。したがって、その点は、当然ながら、財源のほうから言ったら140億の中に含まれてるんじゃないですかというふうに私は思います。そうしますと、140億あって2億円の支出ができないというのは、ちょっと常識的に言って考えにくいのではないですか。1億4000万しか現預金がなくて、2億円の追加支出をすることが難しいというのは、それはそのとおりだと私も思いますね。

34 質問の趣旨が、預貯金が十分あるといったところは恐らく佐藤証人も含めて争っている感じじゃないんですけども、全て使途が決まってるんだと、使い道が決まってるんだといったところで、そういった意味でいくと資金繰りには余裕はないんだというような主張が被告側からなされているようなんですけども、これについての御意見ですね。この点はどうでしょう。

だから、使途が決まっているということの中身として、退職金の追加支出のための使途としての資金がないのだというお話だと思うんですけども、私は、そうではなくて、それは、国から出てきている一般運営費交付金もそうだし、授業料収入だってそうだし、あるいは大学病院が確保しているところの診療収入だってそうだし、そういう部分で、法人としての裁量権をもって運営することは当然可能なのではないかということですね。で、中期計画の縛りがあるのだというのがそこでの理屈でございますけども、中期計画の中でも、そのことがきちっと、法人として確認して、その

中に含めてやっていけばよろしいことではないかなと。法人の外に、何か分からない人への人件費が何億円も流出したという話なら問題だと思いますよ、さっきもちょっと申し上げましたけど。それは問題ですけど、今の教職員の労働条件を維持するための支出がなんで財源にならない財源論と、交付金等の財源としては不適當という話になるのか、私としてはちょっと理解し難いということでございます。

35 被告の言う使途というのは、今後払うであろう債務みたいなものも含まれていると思いますけれども、そういったものは全部使うことができないという話になると、世の中、ほとんどの会社が資金繰りに余裕がないという結果になってしまうんじゃないかなという気すらするんですけども、その辺はどうでしょうか。

先ほどからも証人尋問で明らかになったかなというふうに、私、思いますけども、国立大学法人だって生きてるわけで、実際に計画どおりの収入や支出ということはあり得ないですよ。もちろん計画に近づけようという努力はされると思いますけども、当然ながら、予算あるいは予定と、計画と実績というのは乖離するのは当然のことだというふうに思います。で、そのことについて、当然、その法人の裁量をもって、判断で退職金支出の問題も意思決定し得るのではないかというふうに私は思います。

36 引当金の話が先ほど佐藤証人のところでは出ていたかと思いますが、ここについて、証人のほうで御意見、思ったところあったらお聞かせいただけないでしょうか。

先ほど少し議論になられていたので、あるいは佐藤会計士の文書にもございましたから、私も読みましたけれども、仮に追加の退職金支出を法人の財政運営の中でするということになれば、国

立大学法人会計基準上、退職引当金を立てるというのはルールで
ございます。その規模が、私も分かりませんが、数億になる
のか数十億になるのかというのはあるかというふうに思います。
ただ、ちょっと考えてもらいたいと思ったのは、お金が出ていく
わけではありませんよ。実際に退職金が出ていくのは、飽くまで
教職員が退職したタイミングで出ていくわけですから、毎年50
00万とか2億とか、今、話になってるような金額が資金的に出
ていく金額でございます。その点で、何か数十億のお金が流出す
るかのような議論は間違いですので、その点を正確に御理解いた
だけたらというふうに思います。それから、もう一つは、その分
だけ退職引当金が計上されることになるので、財政上、先ほど申
上げた貸借対照表上の財政状態としても、自己資本比率が減っ
ちゃうというのは事実でございます。損益計算書上、一定の損失
も出るようになるだろうと思いますが、それは、でも、国立大学
法人側の責任なのかというふうに、どうしてそれが国立大学法
人が責められる話になるんだというふうに私は思っております。

原告ら代理人（東島）

- 37 証人は、医療法人の会計の仕事をかなりされてますよね。
はい。
- 38 ベッド100床以上の病院も、かなり担当されてますよね。
はい。
- 39 ちょっとそのこととの比較で聞きたいんですけども、佐賀大学附属病院の
整備のプロジェクトで、当初の予算よりもオリンピックによる建設費の高
騰で倍近くのお金が掛かったと。民間の病院であれば、それだけ掛かるも
のが、高騰が一時的な要因であれば、その一時的な要因が納まってから整
備をすとか、そういった延期をしないんですか。

延期をするという選択肢や、ほかの事例で言いますと、既設建設
の規模を縮小すると、全館建て替えという構想だったのを半分に
しとくとかいうようなことを考えると、あるいは、建設会社につ
いて、大手の全国的なゼネコンと、それぞれの地場の、例えば
佐賀県を中心にやってる建設会社とでは、もちろん規模も違いま
すけども、やっぱり建築単価も違って来るんですね。

- 40 そういった経費の節減を、当然に民間であれば考えるということですよ
ね。
そうです。

被告代理人

- 41 証人の経歴で確認をさせてください。国立大学法人の会計監査の経験等は
ございますか。
ございません。
- 42 また、国立大学法人の会計についての指導、助言等をしたことはございま
すでしょうか。
ないです。
- 43 国立大学法人の会計経理業務、これを現実に経験したことはあるのですか。
私、会計士になる前、国立大学ではないんですけども、私立の学
校法人に3年ほど勤務しておりましたので、そこでの経理経験は
ございます。
- 44 今回、多々、実際に議論して、ここに出てるのは国立大学法人に関する会
計基準、証人もいろいろと御指摘いただいとるところですが、そうすると、
これは今回の意見書で、失礼ですが、初めて触れられたものなのか、それ
とも以前から何らかの形で知ってらっしゃったのか。
以前の、ほかの大学の訴訟でも、私、証人になったことございま
すので。
- 45 そうすると、福岡教育大学の訴訟において御検討されたという理解でいい

ですね。

そうです。

46 では、次に甲25号証の意見のまず概要的なところをお聞かせください。

はい。

47 先ほど証人自身もまとめられておりましたが、こちらの25号証の要請に対する証人の答えというのは、今、被告側で言ってる2億ないし2億数千万ぐらいの年間の退職金を払う能力が佐賀大学にはあるだろうと、そういう結論を出されてるという理解でいいですかね。

はい、結構です。

48 念のためですけど、払わなければいけないという結論まで証人がお話しされてるわけではないですよね。

それは私に権限ないですもんね。

49 ただ、ちょっと分からなかったのは、その2億数千万は払えるんじゃないかというのは、いろんな財務諸表を参照されてるんですけど、例えばここを見れば分かるみたいな数値ってあるんですか。

私の意見は、キャッシュフロー計算書を御覧いただければ、さっきも説明しましたが、140億のお金があって、それから、この間の、この間のというのは分析期間でございますけども、20年度から24年度、かなり資金が増加しております。

50 それのときにそういった算定を何らかされてると思うんですけど、運営費交付金というのが定率で減額されていくというのは制度としてあるようなのですが、こういったことは算定においては反映されておられますか。

算定において反映されておりますかというのは、どこにおいてですか。

51 要するに、証人のお話というのは、2億円を払えるんじゃないかというのが、過去の実績値を前提に、当然、変更してから、将来も払えるのではな

いかという御意見になるかと思うのですが。

将来予測のデータをそこで出しているわけではございません。で、将来予測をするべきではないかという御意見は、御意見として当然あり得る話だと思いますが、その際には、当然ですけども、運営費交付金の1%減額だけではない要素も全て考えないと、それは不合理ですよ。

52 そうすると、ちょっと原告被告間の主張のやり取りでは、当然ながら、不利益変更をした後に実際に払えるかどうかの問題となってると思ったんですけど、甲25号証等で将来予測はしてないということになると、証人の意見が。

いや、過去のデータを見て、そのこと、その2億円の退職金の追加支出はできるのではないですかと言ってるんであって、将来について一切考えてませんということを書いてはいませんよ。

53 だから、証人の説明では、過去の実績値を前提に、将来の収支予測を一応証人なりに今の情報から立ててらっしゃると、そういうことですね。

そうです。

54 そうすると、その中には、まだ運営費交付金が将来減らされる分というのは反映されてこないのかなと思ったんですが。

でも、そのことは、正確なデータを出していただくのは被告側から出していただかないと、こちらとしては把握しようがないですよ。

原告ら代理人（東島）

55 青山代理人のほうで、運営費交付金の毎年1点数%減額というのは、法制度ではなくて、政策上そうしてるという問題だと思いますので、制度という言い方は誤りだと思います。

被告代理人

甲第25号証の6ページを示す

56 ②のaという項目ですが、こちらに、収支の評価をされたときに、24年度までのものを前提に、法人全体のところで15から26億円ぐらいの損益があるのではないかと、こういった評価をされてらっしゃるということですね。

ええ。

57 だから、これは、この先の年度の実財務諸表というのを書証の中では提出しているんですけど、そういったものは反映されてない。

いいえ。被告のほうからの、25号証等に対する反論の準備書面が出ましたよね。で、その反論の準備書面の中で、平成25年度とか26年度のデータをお示しになりましたよね。で、それに対する反論資料として、その後の私の意見書の中でそのことは触れているはずですけども。

58 そうすると、今、端的にお答えできれば結構なんですけど、現状では、証人としては、二十五、六年度の実績値は実は証人が最初に推定されたよりも利益は低かったんですけど、それを踏まえても、どの程度毎年利益を出せる法人であるというふうにとらえてらっしゃるんですか。

ちょっと今、手元に資料がないとあんまり具体的には申し上げにくいんですけども、新病院建て替えに関わるコストというのが25年度のところでかなり出てたと思うんですね、さっき申し上げましたけども。そういう部分は、当然、単年度で多額に費用が出たり収入が減ったりしておりますから、その結果として赤字になるということは、いわゆる想定内ということだと思うんです。なんですけれども、それ以外の年度で言えば、それなりの利益を確保し得るだろうというふうに考えてますけど。

59 結論としては、そうしますと、25号証では、先ほど御指摘しましたよう

に、15億とか26億とかの利益が出るんじゃないかという評価をされてるんですけど、その評価は、新しい財務諸表の提出をもっても余り変わらないということですかね。

まあ、余り変わらないという表現が正確なのかどうかは分かりませんが、少なくとも2億円の退職金が支払いできないような水準まで落ち込むというふうには思わないということですね。

60 では、損益計算書の評価方法について伺います。証人は、損益計算書上の利益というのが何億だという評価をずっとされてらっしゃると思います、法人全体の、病院のですね。

はい。

61 この利益というものが、全て退職手当の支出をすることができる原資となるというふうには御主張されてない伺っていいんですか。

そうです。そこに書いてないでしょう、そういうふうには。

62 それは、先ほどの話だと、キャッシュフローの裏付けがあつてということがなければ払えないやろうと、そういう話ですか。

そうです。

63 そうなると、損益計算書上の利益がどれくらいという評価をされてますけど、先ほど主尋問の末尾のほうでは、損失が出て退職手当を上増しする必要のある場面もあるのではないかというような趣旨の話もされました。

(うなずく)

64 そういった証人らの御見解からしますと、損益計算書上の利益がどれくらい出ているというのは、余剰を見る上でどういった意味合いがあるとお考えなんですか。

まあ、この間も少し議論されてられるようなんですけども、国立大学法人の場合には、資金の裏付けのある利益と、資金の裏付けのない利益があるのだというような話が出ていて、簡単に申し上げれ

ば、資金の裏付けのない利益というのは、国立大学法人をつくったときの、引き継いだ建物の評価差額、評価額の分ですね、それと借入金との差額だと、こういうことになっているというふうに、たしか佐賀大学の事業報告書で私は拝見しました。それがメインだったと思いますね。で、そのことは事実で、つまり簡単に申し上げれば、その建物の資産評価の差額の部分は減価償却費として計上されない、午前中話が出ましたけど、その分は資金としては支出しないんで、資金がプールされるわけですね。ところが、それ以上に借入金の弁済をするから、借入金は資産の時価評価してないですからね。大体お分かりになりますよね、この辺、ややこしいんですけど。ということなので、その分は資金的裏付けがない利益なんだと、だけど、利益出さなきゃいけないって、そういうことになってるということなんですけども、その話をし始めると、損益計算書って、それだけじゃないですよ。資金的裏付けがある利益、ない利益って、単純に分けられないわけですよ。例えば未払金とか未収金とかあるわけですよ。そういう部分はお金が入ってきてなくても収入になってたり、費用に計上しててもお金出ていかなかったってあるわけです。それから、午前中話が出た減価償却もそうです。費用として計上されてるけども、その部分については資金支出はしてない。だから、単純にその利益を見て資金があるなして論ぜられないと。その点については、国立大学法人の場合には、さっき申し上げた、国立大学法人化のときの処理の問題があるから、その分が重なってるということだと思うんですね。したがって、そのことを損益だけであだこうだと議論するのは、私は不毛だなと思ってます。

65 ただ、その中に、今、損益計算書の評価をすると、そのとき必ず利益とい

うものが出てきますが、こちらが利益としても評価された暁には、目的積立金として計上して、初めて翌年度以降の事業費として現実に使える制度になっていると考えているのですが、そこはそれで間違いないでしょうか。

そこがちょっとボタンの掛け違いがあるところだと私は思ってるんですけど、当年度の退職金支出で使えばいいじゃないですかと言ってるんです。

66 ただ、損益計算書の最後に利益と載ったものは、もう当年度に残ってしまったものだという理解は、それはそれでよろしいですか。

要するに、それは決算をまたいじゃってるということですよ。

またいじゃってれば、それはそうじゃないですか。

乙第2号証を示す

67 既に御承知のことと思いますが、44条の1項のところでは、「毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。」と、こういう規定になってますね。

そうですね。

68 それと対照して、3項のところでは、残余があるときには、主務大臣の承認を受けて、残余の額の全部か一部を中期計画の。

要するに、目的積立金に積み立てられるということですね。それで。

69 目的積立金に入ってしまったら、それは先ほどの主尋問でも、もう退職金の原資にはなかなかできないよねという理解でよろしいんですかね。

だから、その説明をさっきしたつもりなんですけども。

70 結論としては、そうだということですね。

まあ、先ほど説明したとおりですということですけど。

71 そうしますと、先ほど証人自身が、損益をそのまま退職金の支払余力とし

て評価できるかは、ちょっとそうとも言い切れないということだったので、こういった目的積立金の制度とかっていうのは、これは被告側の意見ではあるのですが、やはり公金が入ってくることから来る、国立大学法人に対しての国の1つの縛りの制度になってるかなと思うんですよね。そういう制度が利益についてあるということは、やはり支出について、ある程度一般の民間企業とは違う制約があるというふうには証人はお考えになりますか。

それは制約があることは、私もそう思っております。

72 ちなみに、積立金のところで、証人がいろんな、独自にこういうことをやったらどうかという御見解、文献の根拠もあるとおっしゃってたんですけど、こういった実際の実務をなさったことというのはないですよね。

国立大学法人についてはありません。

73 ほかの法人で、この目的積立金というような制度ってあるんですか。

それに類するものはありますね。ただ、公益法人なんかだと、指定正味財産というのがございます。これは、国からの補助金が出た部分なんですけども、その部分については、例えば病院の建物に対する補助金と、こういうのがございます。そうすると、その指定正味財産というのは、貸借対照表の純資産の分に載っけて、で、建物の償却に合わせて処理していくというルールになってるんですけども、一種の、国立大学法人で言うと、資本剰余金に近いんですかね。ちょっと目的積立金とは性格が違うとは思いますが。

74 あと、先ほど、欠損を出せれば場合によっては利益状況にかかわらず退職手当の維持あるいは増額をできるんじゃないかというような証人の御見解もあったんですけど。

いや、正確に申し上げると、欠損を出した結果として、その欠損

填補のために目的積立金の取崩しは可能ではないですかと。さっき見せていただいた通則法の44条の1項じゃなくて、2項に書いてあると思うんですけど。

乙第11号証の2枚目を示す

75 まず、1枚目と通じて国の通達になるのですが、これは、証人、御覧になったことはございますか。

はい、拝見しました。見たことありますよ。

76 この末尾に、目的積立金の執行に当たっては、成功報酬として、役員とか教職員人件費を積み増すなどの目的外使用は不適切ですと書いてあるんですけど、こういう制度があることは御存じですね。

そうです。で、これがなんで退職金の追加支出の中身になるのかが分からないってさっき申し上げたんです。

77 証人のお話では、結局、年度をまたいだら、言ってみれば法的になかなか支出ができないので、年度の内部で使うのであれば許容されるのではないかと、端的に言うともうそういうことなんですよね。

目的積立金をわざわざ使う必要がないじゃないですかって言うんです。

78 じゃ、ちょっとそこはまた後の議論とするとして、ただ、例えば年度内に新たに病院の収益が上がりましたとか、あるいは一般運営費交付金で取得したものが少し残りましたというときに、そこで退職手当を積み増すことは幾らでも構わないということになってしまうと、こういった今の通達の趣旨って、ちょっと損なわれてしまうのかなというふうにも考えたんですけど。

幾らでも積み増して構わないって言ってないですよ。今の現状の退職金制度を維持するという話、それが今回の訴訟の争点だと思うんですけど。

79 じゃ、ちょっとそこについて踏み込まれたんで少しお聞きしますね。

はい。

80 独立行政法人の通則法と、その準用規定がある国大法で、国立大学法人の職員の給与については国家公務員の基準も考慮してというような条項が新しくできたというのは御存じですか。

はい。

81 そういったことと、あと、当然、今回の退職手当の引下げに関しては、国からの要請が現に事実上あったというのも御承知ですね。

もちろん。ただ、要請ですよ。命令じゃないですよ。

82 .そういった要請と、この乙11号証の通達を併せて考えますと、やはり国としては、当期の利益からということでもそういった支出は予定していないということではないでしょうか。

原告ら代理人（東島）

83 異議。ちょっと誤導じゃないんでしょうか。先ほどの国家公務員の水準をうんぬんという改正法は、本件よりも後に出された改正であって、本件の解釈の問題としては不適切で、証人に対する質問としても誤導を含むと思います。

被告代理人

84 誤導ではないと思います。

裁判長

85 今のところを配慮して、ちょっと質問を変えていただけますか。

被告代理人

86 証人は、乙11号証と、証人が御承知の改正前の法制度、あるいは改正後の法制度とを全て考慮いただいた上で、国が、証人がお話しされたような、年度内で退職手当を、国の従前の水準ですね、それを維持するということ、を積極的に容認されるとは思いますが。

積極的に容認するとは思いませんよね。だって、減らせと要請してきてるんですから。

87 それを前提に聞きますけど、証人は先ほど、こういった範囲だったらいいんじゃないかというお話をされたじゃないですか、国の元の基準に合わせるぐらいなんだからということ。

ええ。

88 それのいい、いけないというのは、どんな判断枠組みがあるとお考えなんですか。

さっき申し上げたように、お手盛りで特定の職員に対して給与を引き上げるとか退職金を増額させるとか、そういうルールを新たに導入させると、こういうような意味ですね。

89 では、そういった場面以外は、国のほうで、特別に退職手当であったり給与等について特定の水準に合わせなさいという制度的な要請はしていないのだというのが証人の前提にあるわけですかね。

いやいや、要請はされてるのは承知してますよ。閣議決定等も承知してますけども、飽くまで要請ですからね。

90 だから、制度的に遵守しなければいけない規範になってる、ルールになってるとい御認識はないということですね。

だって、法律上、そんなこと定められてないですよ。

乙第92号証の38ページを示す

91 こちらは、国立大学法人の会計基準の一部を抜粋したものでございます。その中の38ページ、第71というところですが、こちらの会計基準の中では、承認することができる利益の額ということで、経営努力認定というような言葉がその中に出てきます。

はい。

92 この言葉等については、証人は御存じですか。

ええ、重々承知しております。

93 これは、どういった場合に。

目的積立金の設定要件で、単純に利益が出たからといって目的積立金の積立てが認められるわけではなくて、利益の内容がその法人の自助努力によるものであるということの評価があって、そのことを前提に目的積立金の積立てが文科省より認められると、こういうものだというふうに認識しています。

94 もう少し踏み込んで、それはどんな場合にそういう努力があったと認定されるかの基準みたいなものというのはあるんでしょうか。

その辺が、平成21年までの間のところでは非常に曖昧で、言わば自助努力の判断基準が曖昧なまま目的積立金の積立てがされてきて、で、そのことが会計検査院から指摘を受けたということも、私、承知してるんですよ。で、そのことを受けて先ほどの通達が出たというふうに認識しています。

95 そうすると、現在は、その当時より更に経営努力によるものかの判断が厳格になってきているということですかね。

ちょっと分かりませんね、私。

96 あと、損益計算について1点だけ教えてください。証人は意見書の中で、20から24年の5年度の中でも、特定の年度は評価から外しちゃっていいんじゃないかとかというようなことも言われてますよね。

まあ、外すのが評価上適切ではないかと。外しちゃってもいいんじゃないかというのは、ちょっと正確でないと思いますけど。

97 あと、証人の後から出てきた意見書の中でも、例えば逆に25年度ですね、我々が利益が余り出なかった年については、結局、それまでやろうとしていた事業とかが一気にどんと行われたりして、一時的に事業の進行の程度によって利益額に影響が生じた、そういった御趣旨のことを言われてませ

んでしたか。

はい、そういうふうに認識しております。

98 そうすると、逆に単年度で出してしまうと、例えば予定されてた事業が、計画されていたけれど実際何らかの事情で遂行されなかったとき、このときは支出が減るので、その分、利益が残ってしまっただけで利益額が増しされるということもないですか。

具体的にどういうことを想定してらっしゃいますか。新病院をやらないとか、そういうことですか。

99 ではなくて、単純に、例えば運営費交付金で行う事業がありましたと、で、それを当初は例えば22年度に行うという予定にしていたけれど、それが23年度にずれ込んでしまうと、22年度に一旦その事業をしますという予算を出したときに現金が入ってくるんですよ。

はい、そうですね。

100 証人の意見書にもあったと思いますけど、それを使ったときに、運営費交付金債務というのが減額されてということだったですよ。

はい。

101 だから、使う年がどの年度になるかによって、そういう会計処理上、利益の額が22年度に属するのか23年度に属するのかということで変わることはないですか。

もちろんあるでしょう。

102 そうやって考えていったときに、ちょっと被告側と、例えば佐藤証人も話してたんですけど、単年度であまり損益を評価するというのは国立大学法人については合理的でなくて、中期計画全体の、例えば16年だったら16年から21年度とか、そういう期間で見るときではないかという意見もあるのですが、証人はいかがですか。

1つの御意見として、そういうふうな、今回その年度でお出しし

たのは、裁判のタイミングとの関係でお出しすることになったわけですが、別に意図的にそういうふうにしたわけではございませんけれどもね、そのお考え、あると思いますが、ただ、国立大学法人制度上、利益が中期計画期間終了年度に残ってたらば、その年度で国に返すということになってるわけですね。したがって、仮に黒字が出たら、中期計画期間全体で見れば、当たり前ですけども、ゼロになるのは、これはもう結果的にそういうルールになってるわけです。したがって、そのことをきちっと割り引いて評価しないと、中期計画期間で比較しましょうという、それは結論は収支ゼロですよ。

103 あと、先ほど主尋問の最後に出てた、当期の支出の中で、いろいろ前後飛んで申し訳ないですけど、病院が当初予定よりも多く得られた収益から、当期のそういった収益から退職手当を積み増したりということも工夫としてはできるんじゃないかと、そういった御意見があったかと思いますが、今の証人のこの意見書等の全体の中で、現実にお金が出せる場面というのはそこだけということになるのでしょうか。

そこだけというのは、どういう意味でしょうか。そこだけというか、退職金支出そのものは経常的な人件費ですからね、当然そこで出すということなんじゃないんですか。目的積立金積んで、その積立金の目的利用としてやることは認められてないわけですから。

104 ただ、後で貸借対照表のところでも伺いますけど、今、証人は他方で現預金が幾らあるではないかというお話をされたじゃないですか。

はい。

105 その現預金に手を着けていいんだという話になっちゃうと、全額幾らでも着けていいんだという話に仮になってしまうと、目的積立金の部分とかに

も引っ掛かってしまいますよね。

でも、140億ですよ、平成24年度末。目的積立金、平成24年度末、僕、60億ぐらいだと思いますけど。つまり、2億出せる出せないの議論にはならないですよ。

106 そうすると、先ほど原告代理人の佐藤証人に対する反対尋問などでは、当期に追加の利益が出た年があれば、そういったものが決算とかで予算とのバランスを取るとしても、それは当期の支出の中に人件費として含めていいんじゃないかと、そういう趣旨だと思うんですけど、それと別に、証人がおっしゃるように、大学は現預金持ってるわけじゃないですか。

そうそう。

107 それを使っていいんだったら、そんな議論をするまでもなく、そのお金使って払ってくださいということになるというお考えなんですか。

そうです。そうなんだけど、被告のほうから、140億のお金があったって、それは使えないんだという御主張があるから、具体的には単年度の支出の中で、例えば収入増を図ったり、あるいは費用の削減、人件費以外の物件費等の削減を図るとかの裁量権は、それは国立大学法人側には当然あるんじゃないですかと、こういう話だと思いますけど。

108 そういった御意見を前提にしたときに、甲25号証以下の意見書を書かれたときには、そういったお金で、特に当期の利益が超過した部分ですね、そういったもので現実にやはり2億円は賄えるんじゃないかという算定はされておられると。

だって、プラスが出てるじゃないですか、損益計算書で。

109 併せて、引当金まで考慮されてました、この意見書書くとき。

引当金のことについては考慮してません。

乙第52号証の3枚目を示す

110 これは、附属病院が実質赤字の国立大学法人として文部科学省が一覧表にしているものです。ちょっと古いデータではあるんですが、御覧いただくと、一番左側の「業務損益（a）」というところが黒字になっているところでも、「修正損益」という一番右側のところですね、これを見るとちょっと赤字だよねというような評価がされているのですが、病院収益というのを見ると、先ほど、損益そのものがもちろん余剰ではないというお話だったんですけど、借入れの償還というのは考慮する必要があるのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

要するに、先ほどからおっしゃってる、資金の裏付けのない利益というのを除外した、資金の裏付けのある利益だけを引っ張り出したらこうなるよという資料なんだと僕は思いますね。

111 質問としては、証人が甲25号証等で損益を評価した方法と、今お示しした資料の評価方法というのは違いますよね。

違いますね。

乙第79号証の11ページを示す

112 これは、佐賀大学の平成26年度の財務情報について抜粋した財務レポートで、11ページの「附属病院セグメント情報」という表ですが、こちらの中で、右欄の「業務収益」の中に「附属病院収益」というのが上から3段目にございます。

はい。

113 この上に「運営費交付金収益」というのがありますが、これを見ると、附属病院のそういった業務の損益を算定するときにも交付金というのは入ってるんですかね、国のほうから。

私、国立大学に行ってるわけじゃないので正確なところは分かりませんが、当然ですけども、かなり公益的な医療活動というのを使命として担ってられると思うんですね、国立大学病院

ですから。それから、医師研修なんかも、佐賀大学病院としてはかなり重要な役割を果たしてらっしゃる、そういうことから言うと、一定の国、県からの交付金や、あるいは補助金というのは当然受領されてるのではないかというふうに思います。

114 このセグメント情報の左側の欄を見ていただくと、今度は支出の項目になります。こちらを見ますと、平成26年度の業務費用というのは約201億円というふうになっていて、これは、ここを差し引けばいいのかがよく分からないのですが。

差し引いておりますよね。

115 そういう差引きになるわけですかね。

要するに、業務収益と業務費用の単純な差額が業務損益ということになっていて、一般の国立大学法人のところの用語で言えば、経常損益がこれに該当すると思いますけど。

116 だから、証人が損益として評価されている中には、この収入の部分的前提にしますと、自己財源としての病院の診療収入は入っていることはもとより、交付金も入って初めて証人が提示されてるような損益状況になってると、そういう理解でよろしいでしょうか。

それは、ちょっと単純には、僕、言えないと思いますね。

117 あと、再整備事業について、御批判もあったところではあるのですが、現実に佐賀大学のほうでは確かに工事費が上がってるというふうに報告を受けております。そういった状況では、証人も分かると思うんですけど、現実にお金が出ていってる状況です。だから、現時点、収益というか、現金の収支としてはひっばくしてるんですけど、それでもやはり証人が24年度までの財務諸表を見た評価というのは変わらないんですかね。

私が基本的にその甲25号証で評価をした意見書の時点では、退職金の改定を行った平成25年度、その年度の時点ですよ。

で、もう既に佐賀大学の病院の建て替え等はかなり進行しちゃってる話だとは思いますが、私が評価した時点と今の時点って、全然また状況が変わってきちゃってるのに、結果だけ、倍以上掛かったんだから今の段階で退職金支出をできると言えるのかというような御質問は、ちょっとフェアじゃないように思います。

118 あと、証人の病院の収益の見通しの中で、180億円ほど今回の再整備に掛かるとして、15年程度で償還可能ではないのかなというような御意見もありました。御記憶ありますか。

.....

甲第36号証の4ページを示す

119 上から2行目から3行目ぐらいですね。事業200億円中補助金を除いた自己資金等180億をとということであるんですが、こちらでは、病院の、更に20年後、30年後等にまた同じように再整備をすることについての、例えばマンションで言ってるような積立てとか、そういったものは考慮されてますか。

もちろん。基本的に、その業務損益、先ほどおっしゃってた15年で返せるというのは全く根拠のない数字ではなくて、基本的には、180億を資金借入れしていて、一方で平成24年度の業務損益が12億ありますねと、こういう話ですよ。で、12億の借入金返済原資が出てくるということを仮定すれば、単純じゃないですよ、さっきから議論されているように、減価償却費があるから、本当はもっと資金的にはたまるはずだし、それから、それ以外の資金のない利益だとか何とかというのもあるので、単純ではないと思いますけども、ごく単純に大ざっぱに計算すると15年で返せると、こういうことになりますよね。で、その12億の中には、減価償却費、入ってますからね。つまり、過去の建物の建

設時の費用コストが入ってきて12億の業務損益になってきているわけですから、当然、今後も、その減価償却費の水準、かなり建物の建設代金が上がっちゃってるから、もうちょっと膨らんでくることになるでしょう、減価償却費は。したがって、そのことはそのこととして、変動予想として出てくるとは思いますけども、それは当然考慮に入ってるということですよ。

120 次に、貸借対照表の議論ですけど、こちらで、現預金の全てが余剰ではないという御説明をいただいたんですけど、仮にもし何らかの余剰資金があるんじゃないかということをお貸借対照表から議論するならば、差し引くべき負債項目とか資本項目というのはどういったものがあるとお考えなんでしょうか。

私、被告のほうでおっしゃってる余剰資金って、具体的に一体何を定義されておっしゃってるのかがちょっとさっきから伺ってよく分からないんですよ。私、余剰資金という言い方してないですよ。全て、現預金と、こういう言い方をされていて、要するに用途が特定されているということだろうと思うんですけども、でも、私の意見は、用途を、退職金支出については交付金でも授業料収入の中からでも賄えと申し上げてるわけだから。

121 こちらの質問としては、余剰資金というのは現預金であって、かつ用途が限定されておらず、原告らが主張するように退職金の積み増しに使えるお金と定義しています。まず定義はこういった定義でございまして、他大学の訴訟の事例などを見ますと、やはり同じように貸借対照表の現預金がまずはスタートになって、そこから、どういった項目については将来の支出手に充てるから、これは自由には使えないというような議論がなされているんですが、証人としては、そういった議論自体、余り意味がないのだというお考えでしょうか。

122 と思ってます。
キャッシュフローについて伺いますが、証人は一番重要なのはキャッシュ
フローだとおっしゃってましたよね。

退職金支出の評価についてはですね。

乙第79号証の24ページを示す

123 こちらは、証人が意見書を書いてくださった後のものも含めての被告のキ
ャッシュフローの推移でございます。上の折れ線グラフになってるものが
残高というふうに御理解ください。これを見ますと、確かに資金残高、2
4年末までは74億円ほどあったんですけど、その翌年には35億まで目
減りしてますが、これは証人の御意見には何か影響を与えることにはなら
ないですか。

ないですね。それは、反論意見書の中で、私、書かせていただい
たというふうに思いますけども、平成25年度は新病院建設の要
因が入ってますよね、これ。

124 そうすると、簡単に言うと、74億円ぐらい期末残高があれば2億円を払
えますよねという、そういうことを証人はおっしゃってるということです
ね。

正確に言うと、この74億円というのはキャッシュフロー計算書
上の短期の現預金ですから、それに六十数億の、それ以外の定期
預金入りますからね。

125 ただ、他方で、先ほど来、証人も使えないのではないかと議論している目
的積立金の残高なども、その期末残高には入ってくるのではないでしょ
うか。

その目的積立金の見合いの現預金という意味ですよ。

126 そうです。

それは入ってますね。

127 そうすると、恐らく分析されてると思うのですが、証人は、こういった、
例えば22年から24年度の範囲でも結構なんですけど、実際被告にはどれ
くらいそういった見合いの現預金等を除いた残高が、退職手当に回すこと
ができる残高があったとお考えだったんでしょうか。

数十億レベルあったというふうに思ってます。

128 それは計算されてるんですか。

うん、もらった資料の範囲内ですね。そんな細かい資料頂いてな
いじゃないですか。

129 もらったというか、原告側の代理人なり本人から取得した資料の範囲では
計算はできなかつたと聞いてもいいですか、厳密には。

計算できなかったと言われると、何となく、はい、そうですねとも
言いにくいけども、単純に言うと、現預金引く目的積立金と計算
すれば、その部分が言わば目的積立金として将来の支出を予定し
てる部分以外の現預金ですよと、こういうことにはなりますよ
ね。単純じゃないですよ。そんなに単純じゃないだろうって私も
承知してますけど。

130 くだいようで申し訳ないですが、そのキャッシュフローの評価については、
例えば、今、貸借対照表で議論してるような未払費用であったりとか、あ
るいは運営費交付金債務とか、あるいは寄附金というのは考慮しなくてい
いんですか。

考慮しましたよね。

131 貸借対照表だけしましたよね。

少し議論差し上げましたよね。

132 キャッシュフローでは、そういった評価はされてるんですかね。

キャッシュフローで評価しちゃうと、もうキャッシュフローじゃ
なくなっちゃいますからね。それは、貸借対照表で議論するのが

- 正しいんじゃないですか。話をごちゃごちゃになっちゃいますよ。
- 133 そうすると、もう一度教えていただきたいんですけど、証人が2億円出せると言うのは、一定の、そういった制約がある財産も現預金も存在する中で、キャッシュフローだけ見ても幾ら払えるかというのは分からないですよ。で、貸借対照表だけ見ても分からないということになりますよね。
- でも、140億も現預金あって2億のお金が出ないというのは、会計士じゃなくても分かるような話だと思いますけど。
- 134 ただ、繰り返しになりますけど、その2億というのは、例えば2億円だったとしても、継続的に数年度にわたって出ていくお金ですよ。
- うん。
- 135 だから、当然、2億円だけ残ってればいいと証人もお考えなわけではないですよ。
- そうですね。
- 136 退職手当の制度について、若干、最後にお聞かせください。証人も、もう十分この議論をなさっておられると思うんですが、こういう退職手当の一部を国が手当てするというような制度は、ほかに何かそういった法人の中でそういった制度を持つてる法人ってありますか、証人が監査してる。
- 中央独立行政法人の一定割合は、そういう制度になってますね。ただ、地方独立行政法人のところの一部は退職引当金立ててきますから、何らかの形で、何らかの形でという意味は、行政からその退職金部分の資金を受け取っちゃったか、あるいは新規の職員からは自前の財政の中でやるとか、私もちょっと細かいことはこれから見てみないと分からないんですけども、いずれにしてもそういう制度がございます。
- (以上 久 富 さと子)
- 137 証人としては、証人の意見書とか全て、国立大学法人の会計基準に準拠し

たものだというお考えでよろしいですかね。

- はい。表示項目そのものは、一定整理したかと思えますけれども、
- 138 証人がいろいろ工夫もできないのではないかと指摘の中で、欠損を出したとしても、貸借対照表損失を出したとしても、退職手当を当期の収益の中から当期中に支払うという方法があるのではないかと御指摘があったのですが、そういった実例というのをお聞きになったことございますか。

ないですね。

原告ら代理人（東島）

乙第52号証の3ページを示す

- 139 先ほど、被告訴訟代理人から、質問で、「附属病院が実質赤字の国立大学法人」ということで示されたんですが、この中に佐賀大学は入っていないことは。

入っていないと、先ほどの被告の弁護士とも確認しました。

乙第79号証の24ページを示す

- 140 先ほど、被告訴訟代理人が示された「キャッシュ・フローの推移」というグラフですけども、先ほど、平成25年度の末において、34億ぐらいにキャッシュフローが減ってるということについてお聞きになりましたけれども、午前中の井上財務部長の尋問で、平成25年で附属病院の整備についての目的積立金は全部はき出したという証言あったの聞かれましたね。

聞きました。

- 141 24年度末から25年度末に掛けて、キャッシュフローが40億円ぐらい減ってるんだけど、このことのかなりの部分というのは、附属病院の整備のための目的積立金というのにも含まれてるということになりますかね。

そうです。それと、あとは、その再整備事業に関わって収入が減


りましたよね。その関係もあると思います。

(以上 千 住 陽 子)

(以 上)

佐賀地方裁判所

裁判所速記官 中 村 民 江 

裁判所速記官 久 富 さと子 

裁判所速記官 千 住 陽 子 